

第十三回国会 衆議院 通商産業委員会 議録 第五十五号

昭和二十七年六月十七日(火曜日)

午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 高木吉之助君 理事 多武良哲三君

理事 中村 幸八君 理事 今澄 勇君

阿左美廣治君 江田斗米吉君

小川 平二君 神田 博君

小金 義照君 多田 勇君

土倉 宗明君 永井 要造君

福田 一君 南 好雄君

高橋清治郎君 中村 寅太郎君

加藤 謙造君 横田基太郎君

青野 武一君

出席國務大臣 高橋龍太郎君

出席府政委員 本間 俊一君

通商産業政務次官 吉岡千代三君

通商産業事務官(通商機械局車兩部長)

委員外の出席者

参議院議員 境野 清雄君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

六月十七日

委員村上勇君及び横田基太郎君辭任につき、その補欠として多田勇君及び田代文久君が議長の指名で委員に選任された。

六月十六日

自転車競技法等の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一二二号)

法律案(参議院提出、参法第一二二号)

同日十四日

日本刀の製作所持に関する法律制定等の諸願(本多市郎君外三名紹介)

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

(第三六六四号)

同(星島二郎君外三名紹介)(第三六六五号)

同外三件(増田甲子七君外三名紹介)(第三六六六号)

同(共済易促進に関する諸願(梨木作次郎君紹介)(第三六九九号)

特定中小企業(安定)に関する臨時措置法案中にねん糸業指定の諸願(福田篤泰君紹介)(第三七〇〇号)

電源開発に関する諸願外二件(赤松勇君紹介)(第三七二二号)

同(田中織之進君紹介)(第三七四九号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

輸出取引法案に関する陳情書(日本羊毛工業連合会会長吉田初次郎)(第二四一三三号)

臨時中小企業安定法制定に関する陳情書(福井県経済部職權課長勝山政俊)(第二四一四四号)

同(山梨県議會議長小田切彰)(第二四一五五号)

日中貿易再開促進に関する陳情書(関西繊維機器工業会会長松田寅之助)(第二四一六六号)

只見川電源開発流域変更案実施促進に関する陳情書外二件(新潟県町村会長中山龍次外二名)(第二四一八八号)

同(新潟県西頸城郡西海村議會議長磯貝勝造)(第二四一九九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

自転車競技法等の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一二二号)

特定中小企業(安定)に関する臨時措置法案に対する附帯決議に關し意見聴取

○中村委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が所用のため理事の私が委員長の職務を行います。

本日は自転車競技法等の一部を改正する法律案を議題といたし質疑に入ります。質疑の通告がありますからこれを許します。小金義照君

○小金委員 たいま議題となりました自転車競技法等の一部を改正する法律案について二、三のお尋ねを申し上げます。

この改正案は相当大部なものになつておりますけれども、これは競輪が施行されて以来のいゝな経験と実績とにかんがみて、この改正案をおつくりになつたことと確信いたしております。提案者にお尋ねいたしますが、この程度の改正で、現在の競輪を施行して行く上においてまずいしつかえないという御認識の上だと思ひますけれども、それをここではつきり言明願えれば仕合せだと思ひます。

○境野参議院議員 大体私どももいたしましては、従来一番問題になつておりました競輪場自体の許可が、従来のままでありますと、実際法文を見ていただいてもわかります通り、幾らでもできるという形態に相なつておりますので、今度の法案で審議会によりましてこれを相当制限でき得る、そして許可に對しましては相当強硬な態度が通産省自体もとり得るような形に相なりましたことと、それからなお最近問題に相なつております大阪方面におきまするのみ屋その他の行為に對しても、ほとんど放任のままになつておりましたので、そういう点を整備し、あわせて最近自転車振興会も問題が起つて世論でとかくの論もありましたので、こういうものに対しましては通産省の権限を拡大しまして、そういうような間違いのないように、大体現在起つております問題に對しましては、一応これで押え得るという見通しをつけたのでありまして、新しい問題以外には従来の問題に對しては、大体これによりまして通産省の方で監督が十二分にでき、問題なくやつて行ける、こういう見通しのもとにこの法案をつつた次第であります。

○小金委員 通産当局の御意見はいかがですか。

○本間政府委員 先ほど提案者の方からも御説明があつたのでございますが、また小金委員からも御指摘のありましたように、過去の経験に徴しまして改正をいたしたいという点を提案者の方に、おきまして十分に勸告されましてこの法案の提案になつたわけでございまして、私どもの方も提案者と同様な考えを持つております。

○小金委員 おそらく競輪は、制定當時予想もできなかったほどの盛況を示しております。ぜひふんたくさんな競輪場

もできております。この上まだ出願中のものも相当の数になつておるやに聞き及んでおるのであります。この改正法律案によりまして、通産大臣は競輪運営審議会に諮問して、その返事を徴してから処分されるのだからと思ひますが、この審議会の権限と資格と申しますか、それは通産大臣の行政処分を縛るものか、それともまた單なる参考の意見を答申するものか、それらの法律上の説明をお願いいたします。

○境野参議院議員 大体審議会は新設許可その他に関する自転車競技に對する重要法案に對しましての諮問機関といたしまして、これの答申によりましたものによつて通産大臣が認可をするという形態をとつておりますもので、審議会自体の構成といたしましても、私も現在考えておりますものは、国会議員なりあるいは関係官庁として大蔵省、通産省、建設省、国家警察というふうなものを一応考えておりますことと、言論界、婦人界、教育界、施行者の代表、振興会の代表というふうなものによりまして、最も公平に自転車の競技場を新設していかぬか、あるいはその他の重要な自転車競技に関する問題に關して、この審議会は諮問機関として、その結果によつては通産大臣がそれを採用する、こういう形態をとつて行きたいと思つておるのであります。

○小金委員 委員会の構成については今一応承りましたが、国会議員が入る場合においては国会の同意を得るのでありますから、これは別といたしまし

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

て、各関係官庁、言論機関、一般学識経験者といわれる人をもつて組織するのだからと思ひますが、通産省にちよつとお尋ねいたしたいのは、これは諮問機関であるからその答申の通り行政処分をしないでいいという場合があるからと思ひます。私がこれをお尋ねいたしますのは、新設許可が非常にせり合つておりました、いろいろな取引があるようにいわれておるので、その点をこころではつきりしておいでいただきたい。

○本閣政府委員 御指摘の通り運営審議会は諮問機関でありますので、その決定で大臣が決定をいたします。その処分がまつたく拘束されるというふうには私どもは解釈いたしておらないわけです。しかしただいま御指摘になりましたような場合は、選ばれました委員の方でも十分諸般の情勢を勘案いたしまして、適当な処置を決定してくださるものと考えておりますので、実際問題といたしましてはせり合ひの関係で処分が非常にしくくなるということはないかと考えております。できるだけ私どもの方では運営審議会の議を尊重いたしまして処置をいたして参りたいと考えております。

○小金委員 競輪に対して相当きびしい世論の批判がございます。これはあまり盛んになり過ぎたということから来ておると思ひます。同時に私はかつてこの委員会が、ある犯罪を申し上げたことがありますが、ある犯罪を調べてみると、競輪につき込んだためだということ、競輪に相当にありまして、ところがさうにこれをつつ込んでみると、実は競輪に使い込んだと言へば言い訳がつく

と思つて、競輪に使い込んだと言つておる。けれどもその実はほかのあまりよくない方に使い込んだおる。こういうわけで競輪が犯罪の言い訳の種に相当使われておる実例があると私は聞いておるのであります。しかしながらこの競輪が一方においては自転車産業及びこれに関連する産業のために国庫納付金として相当の役に立ち、もう一つは地方財政に相当な満ちを与えておるというふうなことから、従業者がまたこれによつて一応安定した職場を持つておる、こういうふうなことで、そう悪い半面ばかりを指摘する必要はないと思ひます。この改正案は参議院の御提出になつておりますが、おそらく並々ならぬ苦心と検討を加えてこれがおつくりになつたこと、境野さん初めいろいろ御苦心のほどは大体私承知いたしておるのであります。ただ一つ心配になりますのは、依然として競輪廃止の意見が世の中の一部に相当ございまして、この改正案で、競輪をよりよい娯楽設備とすると同時に、その結果として国庫の収入となつて、中小企業の培養になる、それから地方財政を潤すところの源泉となる、こういうふうな持つて行かれるのだからと思つて、そこで私は冒頭に、これで大体目的を達せられると確信されておりますかどうかを伺ひましたところが、提案者を代表して境野さん、並びに通産当局から、まずこれで相当歩をその健全娯楽の方に持つて行つて、弊害も矯正できるというふうなお答えがありましたので、私は一応それを信頼いたします。

○吉岡(千)政府委員 現在最も極端に弊害が出ておるものは、大阪地区のようについておまして、大阪府ならびに大阪市内からの報告によりますと、大阪市内におきまして、二千軒以上のいわゆる取次業というものが、店舗を構えてやつておるというふうについております。

○小金委員 その取扱ひの金額は、推定されるほどのくらくらになりませんか。

○吉岡(千)政府委員 この点につきましては、大阪府、市の報告によりまして、推定でございますが、三千万円見当の取扱ひをやつておるということをお聞いております。これは一箇月でございます。

○小金委員 そうすると、それは正規の車券の売上げに対して何パーセントくらいになりますか。

○吉岡(千)政府委員 大阪地区の売上げにつきまして、二割以上に當るといふことを聞いております。

○小金委員 これは私の知るところで、犯罪として検挙したところが、ある裁判所では有罪の判決を下したが、されたのだから、どうもいわゆるのみ行為にならないと言つて、犯罪を構成しないのじやないかというふうな判決が中間的な意見が知りませんが、そういうことがあつたと言ひますが、その実態は一体どんなものでありますか。

○吉岡(千)政府委員 お客から購入の委託を受けまして、いわゆる文字通りのむと申しますか、現実に購入せずして、これをのみました場合には、現行法においても罰則に觸れることになつております。ただその場合に、具体的例といたしましては、メツセンジャーと申しますか、使ひを使ひまして、購入をしておる。それで競輪場におけるはずれました車券を拾ひ集める等の方法をとりまして、裁判の際に証拠として出す。こういうふうな場合があるようにございまして、そこでそれならばいわゆる車券の購入取次という場合において罰則に觸れるかどうかという点につきましては、法務府の検務局の解釈によりまして、これは昭和二十五年の六月に通牒を出しておるわけでございます。昔で申しますと、司法省の刑事局長の通牒、こういうことになると思ひます。これによりまして、いわゆる取次の場合には、現行法において罰則に觸れるという通牒を出しておるわけでございます。そこで昭和二十五年に問題になりましたのは、神戸の事件でございまして、これはこの解釈によりまして、有罪の判決がされ、また被告も服罪をしたというところを聞いておりました、私どももいたしましては、この解釈で行けるものと実は考えておつたわけでございます。ところが最近におきまして、京都並びに大阪の裁判所におきまして、この点に若干疑義があるということで、無罪の判決があつたわけでございます。これにつきましては、ただいま検察庁の方で検事控訴の手續をとつていただいております。しかしながらいづれにいたしましても、少くとも文字の上ではさらにこれを明確にいたすことが、今申しまし

るといふようなお話であります。これを数字的に見るならば、どういふことに相なりますか。これはお調べがありましたら、通産当局の方からお答えを願ひます。

○吉岡(千)政府委員 現在最も極端に弊害が出ておるものは、大阪地区のようについておまして、大阪府ならびに大阪市内からの報告によりますと、大阪市内におきまして、二千軒以上のいわゆる取次業というものが、店舗を構えてやつておるというふうについております。

○小金委員 その取扱ひの金額は、推定されるほどのくらくらになりませんか。

○吉岡(千)政府委員 この点につきましては、大阪府、市の報告によりまして、推定でございますが、三千万円見当の取扱ひをやつておるということをお聞いております。これは一箇月でございます。

○小金委員 そうすると、それは正規の車券の売上げに対して何パーセントくらいになりますか。

○吉岡(千)政府委員 大阪地区の売上げにつきまして、二割以上に當るといふことを聞いております。

○小金委員 これは私の知るところで、犯罪として検挙したところが、ある裁判所では有罪の判決を下したが、されたのだから、どうもいわゆるのみ行為にならないと言つて、犯罪を構成しないのじやないかというふうな判決が中間的な意見が知りませんが、そういうことがあつたと言ひますが、その実態は一体どんなものでありますか。

○吉岡(千)政府委員 お客から購入の委託を受けまして、いわゆる文字通りのむと申しますか、現実に購入せずして、これをのみました場合には、現行法においても罰則に觸れることになつております。ただその場合に、具体的例といたしましては、メツセンジャーと申しますか、使ひを使ひまして、購入をしておる。それで競輪場におけるはずれました車券を拾ひ集める等の方法をとりまして、裁判の際に証拠として出す。こういうふうな場合があるようにございまして、そこでそれならばいわゆる車券の購入取次という場合において罰則に觸れるかどうかという点につきましては、法務府の検務局の解釈によりまして、これは昭和二十五年の六月に通牒を出しておるわけでございます。昔で申しますと、司法省の刑事局長の通牒、こういうことになると思ひます。これによりまして、いわゆる取次の場合には、現行法において罰則に觸れるという通牒を出しておるわけでございます。そこで昭和二十五年に問題になりましたのは、神戸の事件でございまして、これはこの解釈によりまして、有罪の判決がされ、また被告も服罪をしたというところを聞いておりました、私どももいたしましては、この解釈で行けるものと実は考えておつたわけでございます。ところが最近におきまして、京都並びに大阪の裁判所におきまして、この点に若干疑義があるということで、無罪の判決があつたわけでございます。これにつきましては、ただいま検察庁の方で検事控訴の手續をとつていただいております。しかしながらいづれにいたしましても、少くとも文字の上ではさらにこれを明確にいたすことが、今申しまし

た実例に徴しても必要があると考えますので、今回改正法案の第十九條に、これをはつきりと、委託の場合にも罰則に觸れるということになつたので、これが施行されまして、こういう問題は解消するわけでございます。

○小金委員 そうすると、今の改正法案の第十九條の第一項の第二号、業として車券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から車券の購入の委託を受けたる者これに該当するものを言うので

○吉岡(千)政府委員 さようでございます。

○小金委員 そうすると、これに該当するものを取締るということは、これで一応わかりませんが、この條項だけでこの弊害は取除けるとは私は思へない。こういうふうな不特定多数といふなか／＼むすかしい問題もあつたので、會員組織で何人かやつたらどうなるかというふうなこともあるし、これだけでいわゆる関西方面に非常に著しい弊害を発生し、さらに関東方面にも及ぼさうというふうなものを根絶することができるとは、私は一応考えられないのですが、何かほかこれと並行して、こういう弊害を除去することを考えておられますか、伺ひたいと思ひます。

○境野参議院議員 ただいまの車両部長のお話を私の方から補足したいのであります。大体従来におきますのみ行為といふものを、私の方で調べました結果は、一応各会社なら会社を全部一人の男がまわつて歩く。そうして名

刺の裏にその会社のいゆる車券を買
いましたものを書きまして、そうして
次の日その配当金を持つてまわる。あ
るいはまた、今小金さんからお話があ
りましたような形におきまして、クラ
ブをつくつて会員組織でやつておる。
またもう一つは、先ほど車庫部長から
もお話がありました通り、大びらに店
を開いておまして、そこへ学生のア
ルバイトを相当雇つておいて、各競輪
場へ配属して、競輪場で当らない車券
を全部捨ててありますので、これを拾
つて来て、もどつてこれを処理してお
る。こういうようなことが大体従来の
のみ行為でありましたので、私の方と
いたしましては、それに対してだいた
いの十九條と、もう一つ十八條の二
に、「競輪に關して、勝者投票類の行
為をさせて財産上の利益を圖つた者」と
いう一項を入れましたので、これに
よりまして、ただいま会社をまわりま
したり何かして名刺や何かの取引、あ
るいは書いたものというふうなもの
は、すべて勝者投票類の行為といふ
ふうなものに見得られますことが一
つと、それからだいたいの十九條にい
たしまして、私の方は二つの解釈を
しておるのであります、業としてと
いうのは、業自体が法律的に反復継続
だと、こういうような解釈をしており
ますので、たゞそれが損をいたしま
しても、何をいたしましても、反復繼
続しておるものは、これは業である。
それからその後段の財産上の利益をは
かる、これでもうけておるのだ、こ
ういふものも取締り得る、こういうよ
うな段階で、私の方は十八條の二の項
と、十九條の二で、現在に起つてお
ります大体のものは取締り得る、こ

いう考え方から行きますと、今の二つ
の罰則によつて、一応のみ屋の行為
今大びらでやつておられますものだけは
取締り得る、こういう考え方を持つて
おるのであります。

○小金委員 大体了承いたしました
が、さらに弊害を除くためには、いろ
んなその場その場に生じた現象をつか
まえて、またそれ／＼の方法をとられ
ることと私は信じておりますので、
一時競輪場が騒がしくなつて、たし
か二箇月か三箇月自粛と称してやめて
おつたことがあると私は記憶いたして
おります。その騒擾の原因はいろいろ
あると思ひますが、この改正法律案に
よつて、この騒擾の原因を除き得ると
考へておられますか。これは提案者の
境野さんにお見込みをお尋ねいたしま
す。

○境野参議院議員 大体従来の法案自
体で行きますと、当時二箇月休みなし
たものも、自粛二箇月というふうなふ
うに稱しておりました、これは法律的
に通産省が、そのものを罰則をもつて
停止する、あるいは競輪場を閉鎖する
というふうな権限が、現行法にはな
つたのであります。そういうふうな開
連から行きますと、もし法律を改正し
ない場合におきましては、今後もし甲
の競輪場におきまして不祥事件が起
きました場合におきましては、どうして
も余波を全国の競輪場がこうむる、言
いかえしますなら、一つの競輪場に騒
擾事件が起りました場合には、通産当
局といたしましては、前と同じように
自粛二箇月なり三箇月なりというもの
を六十数箇所の競輪場に及ぼさなくち
やならぬ。こういう観点から行きます
と、今回の法律の十三條、十四條、十

五條、十六條というふうな面におきま
して、大体競輪場に対しての問題を、
通産省自体の権限でやり得る、言いか
えしますなら、十六條の違反行為に対
する処分というふうな面におきまして
も、競輪場について、公益に反し、もし
公益に反するおそれのある行為をし
たときは、当該競輪場施行者に対して
競輪の開催の停止、その他必要な事項
を命ずることができるといふ條項があ
りますので、今後は前報を踏まらずに、
はつきり通産省自体といたしまして、
これは取締りができる、こういう確信
を持つておる次第であります。

○小金委員 騒擾の原因の一つとし
て、選手がやおちようをやるというの
がしばしばあるそつてございませう。そ
れらの弊害の取締りは、一体どうい
ふふうになりますか。

○吉岡(千)政府委員 遺憾ながら御指
摘のように、時といたしましては、選手
のやおちようの問題がございませう。こ
れにつきましては、まずその根本の原
因として、選手の素質の向上をはかる
ことが、まず最も必要であらうとい
うことを考へまして、一昨年来競輪選手
の訓練場を設けて、学生野球の監
督等の経験をお持ちの方を、これの監
督者にお願ひいたしまして、現在出て
おります選手を逐次にこに入所させま
して、素質の向上に努めておる次第で
ございませう。なお具体的な開催の場合
におきましては、出走選手を一般観衆
その他の方と、特別の許可なくして
は、接触させないといふような措置を
とりまして、やおちようなりあるいは
やおちようをやつておるのじやないか
といふような疑惑を受けないようによ
うに防
止策を講じておる次第でございませう。

○小金委員 ゴール・インの誤審等が
起るような場合には、どういふよう
な措置をとつておりますか。

○吉岡(千)政府委員 御指摘のよう
な、判定の問題が原因となつて問題の
生ずることが多いのでございませう。
この点につきましては特殊の写真
装置によりまして、肉限の判定をもつ
て疑義のある場合には、これによつて
判定をいたしておりました。

なお改正法によりまして審判員の登
録制度を設けて、これも従来事実
上やつておるわけでありませうが、今回
法律上の制度といたしまして、審判員
につきましては、瞬間的の判定につ
いて適性を持つておる者を、科学的にい
ろいろ適性検査をいたしまして、審判
の誤審等による問題の発生を除去す
る、こういう措置をとつておる次第で
ございませう。

○小金委員 そういふ審判の任務に当
れる人数は全国でどのくらいありま
すか。それは必ずしも正確な数字でな
くてもいいのです。

もう一つお尋ねいたしますが、今競
走に出場する選手は、総数はどのくら
いになつておりますか。おそらくA級
とかB級とかC級とかにわかれてお
るかもしれませんが、大体の教でよろし
ゆうございませう。

○吉岡(千)政府委員 約五千人でござ
います。

○小金委員 婦人は何人ありますか。
○吉岡(千)政府委員 女子選手は五百
三、四十名おります。なおA級選手が
約二千名、B級選手が二千五、六百名、
こういう内訳になつております。

○小金委員 それで、出場選手のA級
あるいはB級の平均した収入はどのく
らいになつておりますか。

○吉岡(千)政府委員 昨年の十月から
本年の三月までの六箇月間の平均の数
字で申し上げますと、A級選手につ
きましては、月収の平均が五万八千七百
四十九円、B級選手につきましては二
万九千三百五十五円、女子選手につ
きましては三万五千九百六十五円、こ
ういふことになつております。

○小金委員 選手がそれだけの教に上
り、また所定の訓練を受けておるとい
うので、大分そういう点は向上しつ
つあると思ひますけれども、選手は振興
会との間には雇用関係にはなつてない
と思ひますが、それらの関係は法律上
どういふふうになつておりますか。

○吉岡(千)政府委員 競輪の選手と申
しますのは、御承知のように特殊の制
度でございませうが、法律上の觀念とい
たしましては、一応いゆる自営者とい
う形でございまして、各開催の場合
に、施行者側と出場の契約を結びま
して出場する、こういうことにならうか
と思ひます。

○小金委員 そうすると、それは雇用
契約でも何でもなく、選手がその競輪
場を借りて、走つて、勝つた者が賞に
あずかる、こういうふうな仕組みにな
つておるのですか。

○吉岡(千)政府委員 法律上の觀念と
しては、お話の通りになると思ひま
す。

○小金委員 選手は自転車に乗つて走
らなければお金とれない、そういう
立場におるのですが、経済的には弱い
点もあります。そこで選手の組合とい
いますか、会といひますか、そういう
ものができておるやに私ちよつと聞い
ておりますが、その間の実情を御説明

三

願います。

○吉岡(千)政府委員 従来選手が賞金の一部をお互に出し合ひまして、これに振興会、施行者等が若干の補助をいたしまして、選手互助会という共済制度をつくつておたわけてございませうが、選手自体の団体といたしましては、先月でございましたが、日本競輪選手会というものの創立総会があつたようでございます。民法の規定による公益法人の設立許可の申請手続中のように承知いたしております。

○小金委員 選手の厚生設備といひますか、選手に対する厚生設備とか医療設備、それらについては万遺憾なきを期しておると私も思いますが、それらの事情はどうなつておりますか。

○吉岡(千)政府委員 従来、選手につきましては、先ほど御説明いたしましたように、年齢等から考えまして、収入自体は必ずしも少いということも言えないかと思つてございませうが、この取扱ひの面につきましては、競輪がいろいろ騒擾事件等起りました関係もございまして、どちらかと申しますと、やおちよりの防止とか不正行為の取締りという、取締り面に非常な主眼が行つておりました。お話のような選手の手福利厚生、災害補償等につきましては十分でなかつた点があるように考へております。この点につきましては参議院のこの法案の御審議に際しまして、詳しく御指摘を受けましたので、今後私どももいたしましては、この点を十分に考慮いたしまして、選手の方の勞務に報い、競輪の健全な発達に支障のないように持つて参りたい、こう考へております。

○小金委員 参議院でそれらの点について深く掘り下げて御審議になつたといふことではありますから、その点は私は参議院の議事録を拜見いたすことにいたします。

ほかに同僚議員の御質問があるかと存じますから、ここで最後にひとつ競輪関係の収入及びその金の使途についてお伺いいたします。競輪を開始して以来、年度別でもあるは暦年別でもよろございますが、売上高とか国庫へ納めた金とか、そういう金額をここでひとつ御説明願ひたいのです。もつとも配付された資料によりまして、競輪の収益及びその使途という項目の中に、三%が自転車振興会に対する交付金、八・三%が国庫納付金納付手続規程に認められる所要経費、一・一%が右以外での所要経費、四・六%が国庫納付金として国庫に納付したもので、八・〇%が純然たる施行者収入、こうなつております。パーセンテージはこれでわかりますが、内訳はどのくらい金額になつておりますか、車券の売上げからひとつ御説明を願ひます。

○吉岡(千)政府委員 競輪開始以来、昨年度までの売上げの総額は約一千億円でございませう。昨年度の総額は五百三十六億一千七百万円、大体最近におきましては月額にいたしまして、ほぼ五十億円に近い数字になつております。

○小金委員 相当な金額に上るようでありませうが、この競輪法の趣旨は、まず第一が自転車産業の振興といひますか、助成といひますか、そういうものか、助成といひますか、それが明らかならなう。それから初めは戦災都市の復興といふような文句がうたつてあつたかと思ひました。途中でそ

れに、都道府県、市のほかの町村を加えた記憶がありますが、そういう観点からいたしまして、これはまあ典型的な中小企業である自転車産業の振興のために納付金を使う、それから地方財政を潤す、こういうことで、振興の反面にそういう建設的な内容を持つておるので、まことにけつこうだと思つておる。ところが改正案の第十條の末項を見ますと、「政府は、毎会計年度、前項の規定による納付金に係る歳入予算額の三分の一に相当する金額以内の金額を、予算の定めるところにより、自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足及びこれらに関連する必要な経費に充てるものとする。」というふうになつております。今までの十條によつて、国庫に納付された金額はどのくらいになつていませうか。

○吉岡(千)政府委員 昨年度までの総額におきまして四十五億六千五百万円、昨年度の実績は二十四億一千二百萬円、こうなつております。

○小金委員 それでその納付金の中から、自転車産業あるいはその関連産業のために、通産省の所管でもいひし、他の省の所管でもよろしいが、この法律に基いて、支出予算として組んだ金額はどのくらいになつていませうか。

○吉岡(千)政府委員 昨年度におきましては、当初予算におきまして四億二千万円を計上いたしまして、その後売上げが増加いたしましたような関係もございまして、補正予算において一億円追加を認められまして、総額におきまして自転車産業振興費として、五億二千万円の支出を認めていただいております。

○小金委員 これは特殊の法律でありませうが、国の収入がある場合において、これを一定の使途に使ふといふことを書くといふのは異例であります。けれども書く以上は、必ずそれに向けなければならぬ、こう私は解釈するのであります。今日まで大体三分の一あるいはそれ以下にしかなつていない。これは納得できない状態でありませう。しかしながら国の総予算の編成という見地からそうなつておると思ひますけれども、歳入予算額の三分の一に相当する金額以内ということになると、歳入予算の見積り——一体車券がどれくらい売れるのかという売上げ金額の予想から予算が生れて来るのできわめて不確定である。今までの実績によつていざいざ相当な差額がある。十五、六億ぐらいいいやないかという予想をしておつたところが、二十億にも達したというようにも聞いております。これはだいたい場合には六、七億ぐらゐの差があるのではないかといつておりますが、その点は実情はいかがですか。

○吉岡(千)政府委員 御指摘のように大蔵省当局の歳入予算の見積りは、一般に相当の安全性を見込む。ことに競輪のような過去におきましても開催停止等の措置をとつたこの種のものについては、ある程度一般以上の安全率を見込むといふような関係があるようにございませう。ただ傾向といたしましては、逐次売上げがふえる形にありませうので、前年の実績によるといふことも一つの方法かと思ひますが、一般論といたしましては、当該年度の歳入予算を根拠にいたしまして算定方法を明確にいたし、また売上げが増加いたしました場合には、振興費等も増加し得る、こういう考へのもとにこういう規定を設けたわけでございませう。

○小金委員 私はこういう特別の條項を特別法に置く以上は、その通り実行してもらいたいと思つて、けれどもそれができない場合にはやむを得ないとしても、一体三分の一がよいのか、二分の一がよいのか、五分の三がよいのか、ここはなかくむずかしいと思つた。これは提案者の方でもおそろしく今までの実績等を基礎にして、あるいはまたこれに対する希望を加味して、腰だめであるいは目の子勘定で、大体三分の一ぐらゐを自転車産業の振興のために確保したいという御意向かと思つたのですが、それらの消息はどうでありませうか。

○増野参議院議員 大体この條項に關しましては、私たちの希望といたしましては、全額を自転車の改良、増産その他にいたしたいといふのが最初からの考へであつたのでありませう。これは国庫納付金は現行法によりましてならば、全額自転車産業の振興費に充てられるといふような原則に相なつておるのでありますけれども、その金額の決定にあたりまして、当時占領治下にありまして、その筋のきつてい必要がありまして、大きな金額を一産業に使うことは禁ぜられておつたのであります。そしてその当時におきましては、自転車産業の実態から見まして、毎年度大体五億圓ぐらゐが適當なんじやないかと見られまして、当時五億圓といふものを中心にして三分の一を決定されたといふいきさつがありましたので、私の方は本法案をつくりましたときに、それでは三分の一が上へ上げられないといふならば、三分の一に相

当する金額以内ということでは、一億円でも三分の一以内になる。こういうような形態にならなくてはわれわれとしては大問題だから、せひ三分の一に相当する金額ということにして、以内というものを削除してくれということ。を再度私の方から大蔵省に要望したのでありますけれども、大蔵省自体といまして、通産省の車庫部の方と文書の打合せをして、五億円の以下には行かないんだ、五億までは必ず補助する、こういうような意味で、これを従来の大蔵省の主張のまま金額以内ということにいたしましたのであります。今後とも私の方としては大蔵省に折衝しまして、この問題を大蔵省が納得いたしますならば改正をしたい、こういうふうなふうに思っておりますこと、あわせてただいま申し上げました五億というふうなものであるでありますけれども、この第二項にありますが小型自動車の方が売上金その他が非常に欠損しておるにもかかわらず、約二千万円ばかりの補助をもらつておるような形に相なつておりますので、これが加わりますならば大体三分の一に該当する、こういうふうな見解を大蔵省がとつておるのであります、今後とも私の方は大蔵省を通じて折衝をいたす所存でございます。

○小金委員 大体境野さんの御意向は私どもと同じであります、その点は今後御努力をお願いしたいと思ひます。自転車産業だけに使うというふうになりません、歴大な金になつた場合には不公平を生ずるかも知れませんが、これは自転車産業に三分の一くらい、あとの三分の二くらいは中小企業のためにこの金を使つていただきます。

私はこの点に關する限り相当不満を持つておるのであります。大体庶民のふところから乗車のために出たお金のうちから、庶民階級あるいはこれに類似した中小企業者にこの金を返すことはきわめて妥当な話だと思つておる。これをどういふふうに刻むことには私は容易に賛成できないのであります。ことに歳入予算額の三分の一に相当する金額以内という字その他と関連して境野さんとまつたく意見をともにするものであります。予算と實際の国庫の収入とが六億とか何億とか相当開くという場合において、やはり以内だから全然かまわないというのか、それともまた補正予算とか次の年度に相当考えるとかいうようなことをお約束になつておるのかどうか。今承るところによれば、両省の間で内約みたらうなものがあるようですが、そうであるならば算と実収入との差額が相当出た場合にはどうするか、それらについてお話し合いあるいは内規みたようなものがあるかどうか承りたい。

○吉岡(二)政府委員 大蔵省の主計局長からの公文によりますと、この自転車産業振興費については、昭和二十七年年度予算において、国庫納付金にかかると同年度歳入予算額のほぼ三分の一に相当する五億二千万円を計上したのであるが、同年度以降においても歳入見積額に大きな変化のない限り同程度の金額を維持して行きたい方針であるというふうになつております。

○小金委員 この改正案の十條の末項については、私はどこまでも納得が行くまで伺いたいのでありますが、時間の関係もありますからこの程度にいたします。

なおこの改正案では地方の公共団体に入る金が少しふえることになつておると承知しておりますが、どのくらいパーセンテージでふえるのですか。

○境野参議院議員 大体の推定といたしましては、三億六千万円くらいのものがふえると考えております。それは従来の率で計算して参りますと、七千万円以上売れまますところは相当パーセンテージが高くなつておりました。特に二億円も売れるような場所におきましては六・五%をかけておりましたのが今度四になりまますので、それを総体計算しまして、地方公共団体への収入増は、推定三億六千万円というふうに入得ております。

○小金委員 その分だけ国庫の収入が減ることになると承知してよろしいございませうか。

○吉岡(千)政府委員 その通りであります。

○小金委員 なお今度の改正案では一定の金額に達しない場合には、国庫納付金を減免し得るということになつておると思ひますが、この実例は相当の競輪場についてありそうですが、今まで現実にあつたものでか、この点を伺ひます。

○境野参議院議員 大体従来におきましては、松本市であるとか、あるいは彌彦であるとか、函館、松江というふうなところが収支相償われない競輪場になつておつたのであります。最近におきましてはそれ、改善され、また売上げも上りまして、今日収支償われないところは、松本一箇所になつておるわけでありませう。そういうふうな関連におきまして、大体今日の法案におきましては、二千五百万円以下というのに対しては減免の措置を講じたい、そういたしました、二千五百万円から三千万円に行きますものは一%、これは従来は一・九%でありましたので、〇・九%軽減される。三千万円から四千万円のは二%でありまして、それから四千万円から五千万円が三%、五千万円から六千万円が三・五%、六千万円以上が初めてこの法案にうたつてあります百分の四、こういうふうな計算であります。大体六千万円以下は〇・八%、〇・四七%というふうなそれ、〇の減額に該当する、こういうふうな予定を立てております。

○小金委員 そういう引合われない競輪場とかあるいはまた非常に環境が社会問題を起しそうな競輪場、あるいはまた十分その目的を達しないというふうなものについて、競輪場を廃止するというふうなお考えはございませうか、どうですか。

○本國政府委員 先ほど提案者の境野議員から御説明がありましたように、全国で赤字の出たおつたものであります。四箇所ばかり出たおつたのであります。ただいままでは一箇所になつておるのであります。収支償われないというふうなところは、やはり諸般の関係を考慮いたしまして、どうしても無理にやめさせるといふような命令を出すとか、そういう処分をするとかいう考えはございませぬが、話し合いをいたしまして、もしそういう意思があるならば、いろいろ話し合いをした結果、やめるといふようなことになつてもいいのではないかと、いふような実は気持を持つておりますが、強制処分をするような考えは持つておりませぬ。

○小金委員 第十七條によりますと、競輪運営審議会は通産大臣の諮問機関であります。先ほど諮問機関であるから、その意見は尊重するといふような御答弁がありました。一体この諮問機関において、もうこういう競輪場はやめたいらう。――設置の許可その他について一応書いてあります。が、これをやめさせたいらう、あるいは逐次こういうふうな方法で全競輪場のプール計算でもできるような法律を改正してやめたいらうといふような方向が定められた場合には、やはりその意見を私は尊重されることと思ひます。これらの点についていろいろこまかく承りたいのであります。時間の関係もありませんし、同僚の他の委員の御質問もあつたと思ひますので、私はこの程度で質問を一応中止いたします。

○本國政府委員 もちろん廃止を徳意いたしまして、審議会の意見を十分尊重いたしまして、処置いたしたいと考えております。

○中村委員長代理 多田君。

○多田委員 お伺ひしたい点大体小金さんから御質問ございましたので、これ以上御質問する点はないのでございませぬが、ただいまお話がありました国庫納付金の問題ですが、境野さんの御説明によりますと、三億六千万円くらい地方自治体の収入が増加するといふようなお話がございましたが、この改正案によりますと、地方自治体は三億六千万円収入が増加するかも知れませんが、売上げが非常に少い競輪場を持つておるところが、かえつて負担がかかると思ひますか、収入が減

額して、売上げが非常に多い一億以上
売上げを持つておる競輪場は、非常に
収入が多くなつておるといふような不
公平な結果になりはしないかというこ
とを心配しておるものであります。そ
の点については、どうでございませし
うか。

○吉岡(千)政府委員 従来の実績を考
えまして、これよりも負担がふえない、
全般的に軽減になるという程度におい
て減免の率をきめておりますので、従
来に比較いたしまして、負担のふえる
ところはないと思ひます。

なお減免の比率から申しますと、売
上げの多いところが比較的軽減の比率
も多くなり、これは最高限度四分で切
りましたので、そういうことになる切
りでございますが、一面地方団体の予
算のうち占める競輪の収入の比率等
を考へますと、売上げの多い、つまり世
帯の大きな地方団体におきましては、
競輪収入の占める比率が比較的少いの
でございまして、どちらかと申します
と世帯の比較的小さい売上げのその多
くないところにおいて、むしろ競輪収
入全収入中に占める割合が相当多いの
であります。従いましてこれらの点
は、単に競輪関係の国庫納付金だけで
は調整するわけに参りませんので、地
方競馬の収入、さらに最終的には地方
に対する平衡交付金の支出の関係等に
つきまして、地方自治庁において全般的
に調整を加へまして、できる限り不
均衡がないように措置する、こういう
ことにいたしておるわけであります。

○多田委員 非常にこまかく御説明が
ありましたが、軽減の措置は、たとへば
五千万円上の競輪場は何パーセント、
あるいは一億円上の競輪場は何パーセ
ントというように、いわゆる売上高を
基本にして軽減率をきめられるか、あ
るいはまた同じ競輪場にしまして、
特別なレースをやる場合には、相当そ
の競輪を開催するための経費がかかり
ますし、あるいはまた同じ程度の売上
の競輪場にしまして、一つの競輪
場は競輪場を借りておるといふような
場合に、他の一つは自分で競輪場を持
つておるといふような場合には、自然
開催経費が相当差が生ずると思うので
あります。そういう場合に、やむ
を得ざる事情として開催経費が増加す
るといふような事態が起りました場合
でも、売上げを基準にするか、あるいは
はそのときの実情に応じて軽減の率を
きめるか、その間の事情をひとつ御説
明願ひたいと思ひます。

○吉岡(千)政府委員 現行制度はお話
のように純益の三分の一以上を納付す
るの制度になつておつたわけにございま
すが、これはその都度審査を査定する
必要がございまして、自然その間に誤り
等も保しがないという関係もございま
すので、今回の制度におきましては、一
律に売上高に対して四％ということに
いたしまして、ただ売上げの比較的少
いところにつきましては、その間の事
情を考慮いたしまして、従来よりも多
くならないように、若干減額になると
いうことにいたしておる次第でござい
ます。

○多田委員 現在考えております軽減
の率をひとつお示し願ひたいと思ひま
す。

○吉岡(千)政府委員 売上げ二千五百
万円以下は免除、それから二千五百万
円から三千万円の間は一％これは従来

一・九％でございまして、それから三千
万円から四千万円の間は二％、これは
従来二・四七％、それから四千万円か
ら五千万円の間は三％、これは従来三・
〇八％、それから売上げ五千万円から
六千万円の間が三・五％、従来の実績
は三・六四％、六千万円以上が一律に
四％でございまして、従来の実績は六
千万円から七千万円の間が四・一五％、
七千万円から八千万円の間が四・六％、
八千万円から一億の間が四・七％、一
億から一億二千万の間が五・二％、
一億二千万から一億四千万の間が
五・三％、以下逐次多くなりまして、
二億円以上は六・五％、かようになつ
ております。

○多田委員 今までの比率から見ます
と、總体的に軽減されるというように
考へられるのであります。地方の競
輪場の所在地の事情によつて相当差が
あると思ふのであります。競輪場を
借用して競輪を行つておるといふよう
な場所は、今度の改正によつて相当負
担が——国庫納付金が増額するのでは
ないか、増額するといふよりも自己の
収入が減額されるのではないかと
いふようなことを心配されておるのでござ
いまして、個々の競輪場について検討し
ました場合でも、大体において従来の
自治体の収入を下げまゐるといふような
ことのないような計算になつておるの
でありますか、その点をひとつ御説明
願ひたい。

○吉岡(千)政府委員 国庫納付金の関
係は借用いたしました場合でも、その
点につきましては従来とかわりござい
ません。従いまして今回の措置によつ
て軽減される、こういうことになつて
おります。なお競輪場を借り入れいた

します場合の借用賃等についても、こ
れはおのずからある程度の標準のよう
なものがあるようでございますが、こ
れらの点につきましては将来著しく問題
が生じた場合には、改正法案の第
五條の二にございまして施行者間におけ
る競輪施行の調整に必要なる指示
ができる、この條文によりまして著し
く不当な要求をするといふような場合
には措置をとりたいと思へておりま
す。

○多田委員 御説明によりまして、非
常に合理的に考へられておるようであ
ります。実際はなか／＼今御説明の
ような実情ではないように私も聞いて
おるのであります。たとえば一つの
例を申し上げますと、千葉の競輪場で
大体七千万円から九千万円程度売上げ
があるようでありまして、六千万円以
上百分の四ということにいたしました
と、従来国庫に納めておりました金額
よりも、今度の改正案で納める金額が
相当程度増加するということになるよ
うであります。一方川崎市のように非
常に売上げの多いところは、たとへば
最近の売上げから計算しましても、現
行法で千九百万円くらい国庫納付をす
るといふようなことになりました場合
に、改正案で参りますと千四百万程度
国庫納付をすればよいということ、
五百万程度地方自治体の収入が増加す
るといふような結果になりまして、少
くとも九千万円程度までの売上げでは
今度の改正案では国庫納付金の額が増
加するといふような結果になるような
計算が出ておるよう聞いております
が、実際各競輪場ごとに計算されてこ
ういふ率が出たのかどうか、全体をに
らみ合せてそういう計算が出たとす

れば、九千万円以下の売上げの競輪場
で今度の改正案で国庫納付金が非常に
ふえるといふような結果になるのは、
これは特定の競輪場の特別な事情によ
る結果であるかどうか、その点よくわ
かりませんけれども、そういうた弊害
が各所に起るといふ心配がないかどう
か、その点をいま一応御説明を願ひた
いと思ひます。

○吉岡(千)政府委員 私どもは先ほど
申しましたような趣旨におきまして、
この処理の簡素化と、ある程度負担の
軽減という趣旨におきまして、売上げ
金額別に従来の実績を基礎にして比率
をきめておるわけでございまして、將
来におきまして著しく不当な結果にな
つたという場合におきましては、さら
に大蔵当局とも話し合ひまして所要の修
正を加へて参りたい、とりあへずはこ
れでやつて参りたいと思へてござい
ます。

○多田委員 その点はあとでいろいろ
検討してみたいと思ひますが、いま一
つお伺ひしたい点は、今度の改正法案
で一番大きな問題になつておりますの
み屋の問題であります。のみ屋が関西
方面で非常に多いこととおるといふこ
とを私も聞いておりますし、最近關
東地方でものみ屋がばつ／＼できて来
ておるようです。これは要するに競輪
場に参りまして車券を買ふよりも場外
で車券を買ひたいといふような希望も
一つの原因ではないかといふように考
えておりますが、場外車券の売り場を
今後弊害のない程度で増加させるとい
ふような考へ方はないかどうか、この
点についてひとつ御説明願ひたいと思
ひます。

○境野参議院議員 場外車券場の問題

に關しましては、從來大体一県四箇所
というふうなことにしておりました、
それも車券売上高が一日六百五十万円
までというふうな限定をしておつたの
でありましたよ、ただいまお話の
ありましたような点が最近私も法案
をつくつております、中でも、私どもと
問題は聞いておりますので、私どもと
しては場外車券場の問題に關しまして
は、一応通産當局とよく相談いたしまし
て、そういう点については善処したい、
かように考えております。

○中村委員長代理 次は横田基太郎
君。

○横田委員 自転車競技法の一部改正
が上程されておりますが、共産党は大
体競馬、競輪、丁半、ペンパン、ボリ
ス、こういうやつはみな反対なんで
す。従いましてこれがもし全部廃止で
あつたならば賛成するのですが、そう
でない限りは反対の立場に立つて質
問するのですから、その点をよく考え
て答弁していただきたい。

第一は共産党がこういうふうな競
輪、競馬に対して反対であり、世の識
者にこういうふうな反対論が多いにも
かわらずに競輪、競馬はやまな
い。しかも競輪に対してはやつて
いる主体が地方自治体である。しかも
自治体には競輪を食ひものにしていて
ところのボス政治家がたぐさる。
しかも自治体の人たちが地方自治体
金があるのだが、金がないので火の車
の地方財政には競輪、競馬は救いの神
とまで言つておる。こういうふうなこ
とでは非常に困ることであつて、われ
われがやめてほしいというふうな方向
には少しも行きやしない。それどころ
ではない。競輪、競馬を扇動する議員

たちはこういうことを言つておりま
す。川崎はくず鉄の町であつた。それ
が競輪、競馬をやつたがために、非常
にもうかつてそこでは学校が建つた、
病院が建つた、アパートが建つた、こ
ういふことを言つておる。この提案理
由によりまして、八十億円のもうけ
があつたといふことである、また日本
経済新聞の二十七年六月六日の発表に
よりますと、六十億円の収益があつた
といふ言つておる。だから世相とは別
に競輪、競馬が隆盛になるように宣伝、
扇動しておるような行方でありませ
ん、私はこれを前提にして質問するの
ですが、質問の要点は、ここにあけら
れましたところの六十億円あるいは
八十億円ありの金額があつて、これ
で病院が建ち、アパートが建つたと
かりにいたします。ところが、こ
ういふ金があつていふ／＼アパー
トや病院や、あるいはまた学校が建
つのであれば、これは健全な政治をや
り、敗戦下において民主的に再建しな
ければならない日本であるならば、
どうしてこの金を国が正道の収入とす
るところの税金の形において取収で
きないのか。これが一点の疑問なん
です。それをせずに、競輪、競馬でか
めとるような形においてしぼりと
ごまかしてつた金で学校やアパー
トや、あるいは病院を建てて行く、これ
はちやうど私たちが芝居を見ます場
合に、金のない人が無理やり金をふ
だくつて来て、ばくちを打つて負けて
出て来たかつこはどうかといへば、
裸になつて、着るものもないから布団
をかぶつて出て来る。これが観客の物
笑いの種になつておる。こういう形
集められた六十億、八十億というふう

な金は何の種であると思はう。
だから次官に私の聞きたいのは、要約
いたしますとこういうことです。六十
億、八十億の金はこういうわけで取
入として集まらないのか、このことが
一つ。税収で集まらない金でありな
らば集めて行くのであれば、これはタ
オルをしぼるやうに、むちやくちやに、
競輪といふやうな、もうけに藉口して
たぐさるの人の家庭における争議を起
させ、しぼりとつたところの不淨の金
ではないだろうか、こういうことを聞
きたいのですが、その点に対する答弁
をお願いします。

○本閣政府委員 答え申し上げます
。確かに競輪で地方自治体があげま
す収入を、税収でつた方がよいので
はないかといふ議論も成り立つと私は
思うわけでありませぬ。しかし御承知
のように現行法がありまして、その法律
によりまして得ました収入が、見方に
もよりましてうけられども不淨の金とい
うわけには行かぬのではないと思ひ
ます。これも見る人によつていろいろ
あるいは御解釈が違ふかと思ひませ
ぬが、私もそれはそこまでは考へておら
ないわけでありませぬ。従いまして競輪
あるいは競馬に關係いたしてある人々
の中で、できるだけ競輪、競馬を健全な
娯楽機關のやうな形で育て上げて参
りたいという気持を持つておられること
も實際かと思つておるわけですが、
私もそれといたしまして、むやみに競
輪場がふえることもどうか考へてお
ります。競輪場も全体から見ますと
相当な数にも上つておりますので、で
きるならばふやしたくないという気持
は強く持つておるわけでありませぬ。た
だ現行法律がありまして、やつておる

わけてございませぬから、これはできる
だけ健全性をより保持いたしまして、
あがりました収益はできるだけ公正な
方面に使えるやうに、また競輪場に参
りまして、好きな人々が遊びます場
合にも、できるだけ気持よいやうな施設
にいたしまして、できるだけその健全
性を増して参りたい、そういう方面に
ぜひ努力して参りたい、ただいまのこ
ろはこういうふうな考へておるわけ
であります。

○横田委員 六十億とかりに仮定し、
八十億と仮定した場合に、これがあ
つて、そして地方自治体が病院とか
学校とかあるいはアパートを建てるな
らば、これは税金でつたらいいので
はないか、こういうふうにとられたよ
うですが、私はそういうことを言つて
おるのではない。これは答弁はいつり
せんが、念のためにもう一回はつきり
しておきたい。自由党が政権を得て、
アメリカに追隨しておる間は、日本に
おいて税金をとられることには反対で
す。私が言いたいのは、これだけの六
十億なり八十億なり、どちらにでも計
算できるやうな金がある。これをとら
れ、あなたたちが言うやうに、地方財
政の収入になり、自転車産業の振興に
なるのであれば、何も競輪といふや
うなばくちを必要としない。これで日本
が健全に立ち上るのであれば、自転車
産業自体の中にどうして六十億の金
が生に入らないか。これが入らないこ
ろに通産の面における政治性に非常な
貧弱さ、いわゆる無能さがあるのでは
なからうか、私はこう思ふ。この六十
億の金は、競輪場を金をかけて、も
うかかもしれないと思つて損をする、
そういうふうにして集めた金が地方自

治体のものになつて、それをいろいろ
の法律の規定によつて、再び自転車産
業の振興のために使われるというや
うなことは、まわり道ではなからうか
と思つておるのですが、その点どう
ですか。

○本閣政府委員 御承知のやうに、
国庫へ入りました金は、一部が自転車
業に使われておるわけであつて、ま
して、あの残り分は国庫の収入
になり、国の予算の中に溶け込んで
おるわけでありませぬ。それから国庫
納付金として納めました残りの金につ
いて、いろいろな経費がございませ
ん、それらの経費を差引いた純益と申
しますが、それを御指摘のやうに道路
でありますとか、あるいは住宅であ
りますとか、学校でありますとかい
うな方向へ、地方自治体の方で使つ
ておるわけにございませぬ。従いまして
どもは、国庫納付金を納めました、経
費を差引きました純益を地方自治体
が公共の利益のために使用することは、
競輪をやつておる現況から申しま
すれば、一番適當な使用の方ではない
かと考へておるわけにございませぬ。従
いまして開催経費を差引きました残り
全部を、国庫の方に納めさせまして、
それを産業の方面に全部使つたらいい
じやないかといふことも、一つの見方
であり御議論かと思つておるわけに
ございませぬ。また御指摘にもあり
ましたやうに、国庫へ納めました金を
全部自転車産業の方面に使つておら
ないのは、通産省が能力がない結果
じやないかといふ御批判がありませ
ぬ。しかし大蔵省の建前と
いたしまして、これからは

国庫納付金を、全部一つの産業だけに使うことはどうか、こういう立場をとつておられますので、大蔵省の方とたびたび折衝はいたしておるのでございませうが、私もともいたしましては、これらのあがりまして金が、できるだけ有益に使われることが望ましいわけでございますので、そういう方向で今後も大蔵省の方との折衝は継続して参りたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○横田委員 次官は意見の相違だと私たちによく言いますが、まさに意見の相違はつきりして来たのでありまして、私が聞いておりますのは、この六十億の金がどういふわけで生に産業のために使われぬのか、こういうことでありまして、この提案理由にもありますように、一箇月の入場者が約百五十万人、一箇月の車券売上高は五十億になん／＼とする盛況を呈してある、こういうふうな書かれてある。だからここに書かれましたところの百五十万人、それから金にいたしまして五十億円、今町でパチンコがやかましくいわれております。パチンコにも損得がありまして、そういう中において時間を費す人がある。あれは何の意味があるのだろうかというのを識者に非難されておるのです。だからそれとこれとは一体どう違うのですか。パチンコあるいは競輪で費すところの時間の浪費というものは非常に大きい。ここに於て参ります競輪の場合におきましては、先ほど説明がございましたように、これを地方自治体が使つておる、あるいは自転車振興のためにこれを一部使つておる、こういうことだけが遠つておるのでありまして、それ以外は

みな一緒です。だから私の言いたいのには、中国共産党の例をとりまして、淮河治水工事のために今中国におる高良さんはつきりとその目で見て電報を打つておるのです。漢口を中心にしたしまたところの淮河の治水工事をどうしてもやらなければいけないというので、一日に三十万人の人が動員されてこれが完成のためにがんばつておるのです。ここには賭博はないのです。貸元はないのです。そこでやられるものは民生の安定であつて、農業の堅実なるところの収益増なのです。だから言うのです。こういうように一箇月に百五十万人、五十億の金が自転車競輪のために費される。それがために費されるどころの努力、時間というものには非常にむだなものである。今後日本が世界に伍して、アメリカに支離されずに、アメリカ人を追い返してつばに独立を保つためには、こういうようなまわり道をせずに、ただちに自転車産業とか自動車産業とか、あるいはあなた方のすきな航空機の製造とか、こういうような新しい産業をそれ自体の中に生に入つてこそ日本の産業が隆盛になるのじやないか。それにもかかわらず自転車競輪を競走させることによつて自転車競輪を競走させることによる観念に立つて、中共貿易に對しても美に煮え切らないわけのわからないものがあるのじやないかということを開いておるのです。ですから私のあなたに答弁してもらいたいのには、あなたの方の提案理由の八行目にある、一箇月の入場者百五十万、車券の売上高五十億、こういうような大むだを費して、それが自転車産業のためにになると

いう考えがあるために、中国に自転車競輪を売ることに対して一生懸命にならないうようなそういうなままつちよりの通産行政になつておるんじゃないですか。

○本國政府委員 お答え申し上げます。各国によつてやはりいろいろの違ひがあるかと思ひますが、御承知のように、やはりたくさんの方がおられるわけでありまして、それらの人々がおの／＼個人の考えでやつておられるわけでありまして、何と申しませうか、息抜きと申しますか、そういうものをまつたく禁止した方がよいという考え方もあろうかと思ひます。しかし御指摘にもありましたように、大勢の人々が競輪場へ参りまして、もちろんもうけて帰られる人もありまして、あるいはまた損をしてがつかりして帰られる人もあるかと思ひます。そういう息抜きと申しますか、娯楽というやうなものを全部とつてしまつた方がよいのだというお考えも、これも一つの考え方であらうと思ひますけれども、一つの法制がありまして、現行法で承認せられておるわけでありまして、それを担当いたしましたお考えも、それによつて健全さを確保して行きたい、それより健全さを確保して行きたい、それによつて健全さを確保して行きたい、それが当然かと考えます。その根本の議論になりまして、そういう賭博あるいは賭博類似の行為を一切やめてしまつた方がよいというお考えも確かに傾聴すべき御議論だと思ひますが、現にりつばな——と申し上げては語弊があるかも知れませんが、現行法があつてやつておることでございますので、繰

返して申し上げて恐縮であります。私どもはこの法律に従つてできるだけ健全さを増して行くやうな方向に努力して参りたい、こういうふうに考えておるわけでありませう。

○横田委員 もう少し次官は円満な人格でなければいけないのに、非常に片寄つていますね。私は息抜きのための娯楽まで一切をやめてしまへと言つておるのではないのです。そんな禁欲主義者ではない。ソビエトだつて競馬はやつておる。要は競輪、競馬はこの国においてもやつておるけれども、日本やアメリカのような資本主義国においてはそれがあまりにかけごとに墮しているのであつて、自転車が走つておるのを見るのが目的ではなくて、車券を買つてこれなら大丈夫、おれはもうかつたとかもうからないとかいうやうなことで、百円札や千円札の数を数えるのが競輪の趣旨になつておるのではないかというのです。先ほどあなた御答弁の中で車をよくするとか、気持のよい施設にするとかいうことをおつしやいまして、日本ではまず学校の施設をよくしなければならぬ、公営施設を保持よくしなければならぬ、競輪なんかそれからあとでやればいいのであります。だから私はここで

はつきりあなたに聞きたいのは、そんな片寄つたものの見方をされず、もつとなめらかな気持ちで競輪全体についてやつていただきたい。私は非常に疑問を持つておるのですから、こういうやうなものはいよいよ追究しなければならぬと思ひます。今も申しましたように競輪は息抜きである、娯楽である、それゆゑにこんなものでもやめてしまへというのには禁欲主義にひとしい。

お釈迦さんを並べたやうな世の中は殺風景だと言われましてけれども、もつと妥協した形において自転車を走らせ、いいものをこしらへる、自転車に乗つて走る人たちの体位をよくする、そして町の産業も盛んになる、町に赤旗も立つ、町の人の娯楽も一つふえる、そういうやうな行き方もあるのです。あなたの方にソビエト映画を見せたのですが、ソビエト映画はあなたの方に女を買に行けとか人を殺せとか、金をこまかせというやうなことを教えました。ソビエト映画を禁止して入れたところのアメリカ映画は、牛を殺すために人を殺すやうな人殺しのやうな、どろぼうのやうなことがかりやつておるじやないですか。よい映画は古いものであつてもわれ／＼の目を楽しませてくれるし、トーキーはよい音楽を耳に伝えてくれます。だから私があなたに聞きたいのは、競輪、競馬は日本においてはほん／＼の競輪、競馬ではないのでありまして、札をやりとりするための殺生場と化しておる。それゆゑにこそあの自転車はよかつたとか悪かつたという問題ではなくて、あの車に賭けたのが損をしたとかも

うかつたとか、金をくれなかつた、よく調べてみると競輪ボスがごまかしていた。それで警察が来ておもしろいから石を投げたりなんかしてはいるじやないですか。神戸の競輪場などは一千万円もかけたものが燃えてしまつた。それを私は聞いておるのです。その点はどうでしょう。

○本國政府委員 学校、病院、道路でありますとか、そういうものがよくありますことは当然必要であります。し

かし競輪をやるには競輪場も気持のよい施設の方がいいわけでございますし

〔中村委員長代理退席 多武良委員 長代理着席〕

しかもその競輪場の設備をよくするのには、やはり競輪からあがりまして収益によつてやつておるわけでございますから、学問の方へ使います費用でありますとか、病院の方へ使います費用をこちらの方へ使つて使つておるわけではないのであります。できるだけ競輪場の方も施設をよくして参りたい。

そしてあがりまして収益は先ほど申しましたように、公共のために用ひたいところへそれらの費用は使うことがいいのではないかと私も考へておるわけでございます。それから競馬にいたしまして、競輪にいたしまして、単にお札の殺生場だという御意見があつたのでございますが、やはりそうでもないわけでございます。これはやつてみますと、自転車の競争をただばんやり見ているよりは、百円の馬券を買つて見ている方が力も入りまするし、なか／＼これまたファンはファンで楽しみを持つておるわけでございますので、その点は個人々々によりまして違ふかと思ひます。もうける方から言へばおもしろい。もうける方がいいであります。これはやつておる個人々々の気持によりましていろいろ違ふかと思ひますが、そうひどいものでもないように私も見ておるわけでございます。

○横田委員 実におもしろいことを言いましたね。そのおもしろいことを全般に当てはめてみたらどうでしょう。自転車走の見ただ見ておつ

て、自転車をよくするようにできないような国民はこれからの国民しやないですよ。百円の金を持つて、その金がふえるか減るかといつて一生懸命自転車を走らせているような狭い根性、これがしかも日本の国民のレベルだとおつしやるよりはお考えでありましたならば、草取りあるいは稲刈りをする人に保険をつけてやつたらどうでしょう。もうけを保証してやつたらどうでしょう。こういふ者には、ほんとうの労働にも相当しないところの米価を払つておる。働く人たちに對する二百四十円はどこから割出したのでしよう。競輪をやるとおつて、百円を持つて損する

か得するかわからないようなやつに楽しみを与えておつて、ほんとうの労働をする人に楽しみを与えないところにあなたのさみしい人生観がある。競輪といふものが法律によつて保障され、自由党の多数によつて保護され、施設が改善される。施設はだれだつてきれない方がい。これはあたりまえのことだ。だれだつてしらみのついでに洗濯物よりはしらみのついでに洗濯をした洗濯物がいいことはわかつておる。しかしここで考えなければならぬことは、競輪がもうけ過ぎますと、もうけられないところから起る。一方勝てば一方が必ず負けることになる。競輪がもうけ過ぎますと学校はもうからぬのです。あなたの答弁によりまして、競輪の設備の改善は競輪によつてもうけた金でやるのだからというのですが、もつと大事なことは学校なんですよ。学校はまるもうけできない。これはりくつから言つて、もうからない学校はほつておけということになる。だから、非常

に頭の固い反動的な議員が行政監察委員会を騒いでおるのかかわらず、警察と学生とけんかをするのが通常となつておるのが現状なんですね。競輪でもうけたからそれで競輪場をよくして行くといふのであれば、こういうような娯楽施設、享樂施設だけがよくなるのは少しもよくならないじやないですか、その点を聞いておるのです。その点におきまして、学校とか、健全な方にも、競輪で五十億の金をもうけられるようなもうけ、あるいはそれ以上のもうけを保証して、競輪場の施設を十五億から二十億よくば、学校の施設も十億から二十億よくする。通産行政の内容を切りかえて行くことがいよいよ困難がある。その困難を打開する意味合いにおいて、税金はとれないが、百円札を持つて行つたら金ももうかる。だろつというやつで、さらにもう一回ごまかすというやつで、かすようにならぬ打ちのようになつて町全体に出てくれば、固定忠治が出て来るちやんばら映画のようなものになつてしまふのじやないかということをお聞い

ておるのです。

○本間政府委員 競輪がなくなれば学校の収入がふえるようなお話でありませんが、それはちよつと私どもには了解ができませんのであります。競輪をやめたからといつて学校のもうけと申しませうか、学校の収入ですか、それがふえるようにしようと思へないのでございまして、ちよつとその辺のところのみ込めなかつたのであります。もちろんいろいろ／＼な公共施設でありますとか、産業建設でありますとかいふ方面

には、政府といたしましてはできるだけの力をそこに注いで参らなければならぬわけでございます。それは御指摘の通りでございますが、競輪、競馬も現に法律が許してやつておることでございます。許当のファンもあることでありまして、できるだけそれらの施設も改修もはかつて行くべきだといふ意味のことを申し上げておるわけでございます。ほかのことを犠牲にいたしまして競輪だけ栄えればよいといふような考へはないわけでございます。その辺のところはひとつ御了解を賜りたいと思つ次第であります。

○横田委員 なか／＼了解できない。パチンコやつて本が読めるか。私はこれを言つておる。競輪もこれと一緒に、競輪をやつて、あなたの好きな修身ですか修養ですか、天野さんの好きな国民道徳の高揚はできますか。それに時間を費しての間は何してやるか。私はパチンコはきらいで中に入つたことはないが、パチンコやりながら本読んでる人を聞いたことがない。そこへ学生が行つてやつておるのは、タバコ代がないからタバコ買うのに十円得になるからパチンコ屋に入つておる。競輪に使う金は競輪でもうけた収益をもつてすると言つて、問題はこんな小さな問題ではないのですよ。こんなものは資本主義一般を見ればわかつておるが、あなたのところの金はアメリカに行かなければならない金です。情ない金です。アメリカに断わられておる金です。しかも一箇月五十億円という金を巻き上げたならば、ほかの方の金がな

いといふのです。あなたは二言目には

法律が許しておりますからとおつしやしますが、この法律は許されておるけれども、許さなくてもよい法律でしよう。だから競輪の廃止といふところの決議案はいくらでも出せるのでありまして、われ／＼もこれを出したいが、地方の人も出したのです。ここにも言つておるやうに、競輪自体が目的ではないのでありまして、地方自治体に對しまして、費用はかさむ、仕事はふえたのに、ドッジとかシャウブとかいふような知らぬ外人が来て教えたところの税制のやり方あるいははからくりによつてこれをやり、トルーマン大統領の言ひなりでアメリカの兵隊とマーフィンといふやうな大使が来ておる限りにおいては、金のやりくりさえ自由にならぬから、そのために競輪をやつて元になつて行つておるのをやめてやりくりをして行つておるのが現状です。私はそれを聞いておるのです。だから健全なものではないといふことをはつきり言われましては質問はあつさり済むのですが、法律が許しておるからやつておる、許しては限りは施設をよくするのだといふことを言うから何を抜かしておるということになる。その点に對する自衛——パチンコはあなたのところの管轄ではないのですから何でしようが、あゝいう競輪、競馬、パチンコ、パンパン、巡査がピストルを持つて走りまわるといふ一連のものに對しまして、もう少し通産行政の中において何とか自衛したいといふやうな気持があるかないかといふことを私は聞いておる。その自衛が今度の提案理由に上つておることは罰金がちよつと上つたといふことでは自衛にならぬ。この自衛をさらに強め

て、自転車が走つておるのを見るだけで、百円札を納めなくても自転車をよくして行くような、自転車事業の振興のために考へて行くような一つの構想でもあるのかないのかということをおきたいのです。

○本間政府委員 競輪にいたしまして、パチンコにいたしまして、人々によりましていろいろな見方があるうかと思つて、私ももちろんいろいろの考えを持つておるわけでございしますが、これのいろいろな弊害もあるわけでございますから、それらの点を自衛して進まなければならぬことは、私も率直にこれを認めておるわけでございます。従いましてこの自転車産業をこの競輪だけでいいのだ、あるいはこれで十分だというような考えは毛頭ないのでございまして、自転車産業の振興のためには、いろいろの施策を集中して参らなければならぬと考へております。これだけで自転車産業はいいのだ、あるいはこれでなければいけないのだというような、そうきゆうくつな考えは持つておらないわけであります。

○横田委員 答弁者が用件があるそうですから、質問は次の機会にして、一回だけ聞いておきます。あなたが先ほど言われた自衛の内容を承つておきたい。

○本間政府委員 これはいろいろな弊害を、いろいろな人からまたいろいろな方面から言われておるわけでありまして、これからこの弊害をできるだけ小さくするという努力なり自衛はどうか、どうもせなければならぬと考へております。そういう意味合いで、私もその点はできるだけ謙虚に自衛をして、

できるだけ弊害を少くして参りたいと考えております。
○多武長委員長代理 午前の会議はこの程度にいたし、暫時休憩いたします。
午後一時二分休憩
午後二時二分開議
○中村委員長 休憩前に引続き会議を開きます。
加藤委員より発言を求められておりますので、これを許します。加藤君。○加藤(續)委員 前回の委員会において、特定中小企業業の安定に関する臨時措置法案の重要な点について数個の修正が行われたのでございまして、しかもなおこの修正は委員側の意向に満たないものが相当ありまして、特に強制命令を政府が発する場合には、その期間中に新規開業者を許さない、強制命令中に新規開業者の出るようなことがあつたならば、この法案は実効力がなつたから、そういう場合には通産大臣の認可を得なければならぬ、という修正意見があつたのでございまして、さらにこういう処置をする場合は、業者が相当苦境に陥つて居る場合であるから、その場合には生産調整を行うために必要な資金の面における考慮が必要である、少くともその場合に有る程度の利子を政府が補給する程度の措置は講じなければならぬではないか、こういう趣旨に基いての修正の要求もございました。しかしこれはあるいは政府側の財政の都合において、あるいは独禁法の関係等において、この際これを修正することはむずかしいというふうな意見が強かつたので、やむを得ずそういう点について今後政府

ができるだけ適当な処置を講ずるようになり、その点を強く要求いたしまして、ほとんど全会一致で附帯決議が行われたのでございまして、その附帯決議について、当然われわれは政府側のこれに対する所信を伺わなければならぬかつたのでございまして、不幸にして通産大臣が御不在であつたので、政府の所信を伺うことなくして一応通過したわけであります。しかし私はこの際この法律案が本会議において決定される前に、ぜひ通産大臣の御所信を承つておきたいと思つてございまして、その附帯決議の内容を申し上げます。
一、生産数量に関する勧告及び命令を発する場合に通商産業大臣は特に慎重を期し、いやくもわが国の輸出産業に悪影響を及ぼすことなきよう処置しなければならぬ。
二、生産調整措置により零細企業がその意に反して経営を維持すること困難なるが如き事態を副次作用として生ぜしめないよう留意しなければならぬ。
三、生産調整によつて生ずることあるべき損失に関しては有効適切な補償の途を講じなければならぬ。
四、調整命令が効力を有する期間に限り、指定業種に属する事業の新規開業に付いては之を抑制するため、適当な方法を講ずること。
五、調整組合又は連合会が、この法律に基いて生産調整を行うために必要な資金を借り入れる場合に、政府は、予算の範囲内において、年五分を限度として当該資金の借入にかかわる利子をその融資期間

に対し補償すること。
以上が附帯決議の内容でございまして、
(委員長退席、多武長委員長代理着席)
各委員の質疑を通じた要望等については大臣は当然承知しておられると思はれますので、きわめて簡単に申し述べましたが、以上の附帯決議については大臣の御所信をこの際承つておきたいと思はれます。
○高橋國務大臣 本法案の重要性にかんがみまして、これが運用にあたりましては特に慎重を期したいと存するのであります。
なお附帯決議につきまして実施後の状況にかんがみまして、でき得る限り努力いたしたい考へてありますから御了承願ひいたします。
○多武長委員長代理 ほかにお御発言はありますか。御発言がないようでありますから、これにて暫時休憩いたします。
午後二時九分休憩
(休憩後は開会に至らなかつた)
(参照)
六月十四日通商産業委員会(第五十四回)特定中小企業業の安定に関する臨時措置法案に対する反対意見
見
日本共産党は国民の要求貫徹に忠実なる党であります、そのためには如何なる迫害、巨億の利得、殺人的権力行使、ピストルのねらい撃ちによる弾圧にも屈せず、断乎として闘ひ抜きます、それ故にこそ我が党は人民の党共産党と呼ばれて居るのであります。国民の利益を代表してあら

ゆる迫害で毅然として闘ひ続けているが故に狂暴なる内外反動の妨害の中で尙党を太らせ、実力的にその党の力を国民の中で強固にしてアメリカとその手先自由党吉田政権を恐れさせて居るのであります、この国民の党が昭和二十七年六月十日東京四谷外灘公園に全国から参集した中小企業者の大会でまとめられた要求を正當至極なるものとして、自由党政府にこの実現のために政府はどうするかと質問いたしました。その宣言決議は左の通りであります。
宣言
敗戦後、七年の苦難を経て、我が日本は再び独立の喜びを迎えたが、混沌たる世界状況に処して、堂々の陣を張るためには、前途憂々困難の加わることを覚悟しなければならぬ。
ここに於て我々国民の先ず為すべきことは、国内経済の再建であり、貿易の振興であり、財政の確立であるが、その何れの面にも我々、中小企業業の荷う役割は、誠に絶大なものがあつて、同時にまた、我々の果すべき使命と、責任の、愈々重大なるを痛感するのである。
即ち我々は、ここに更めて中小企業こそ、新日本建設の原動力なることを深く自覚し、大企業偏重政策を打破し、為政者の猛省を促し、牢固たる團結をもつて、共に金融面に於て、あらゆる困難を克服して企業業の振興を図り、以て、日本の興隆、延いては、東洋の平和、世界の平和建設に、貢獻せんことを、誓ふものである。
右本大会の名に於て宣言する。
昭和二十七年六月十日

中小企業賑起大会

決議

中小企業賑起大会に於て、左記決議を行い、之が即時貫徹を期す。

左記

一、中小企業資金融資法を制定し、長期安定資金、五百億円の即時放出を政府に要求する。

1 農林漁業資金融通法はすでに制定され、三百二十億円が、十五カ年、年七分五厘で流れている。

中小企業者には安定資金の途がない。税政勢と、金融難のため、正に破滅の危機に迫込まれて居る。このことは独立後の我、国経済再建の一大障害となつて居る。よつて中小企業資金融通法を制定し、真面目な企業者を救う途を開く必要がある。

2 中小企業金融体系を確立せよ。

銀行は営利本位になり、小口で面倒な中小企業を閉出して居る。よつて本法の運営に依り、中小企業金融を一元化する処置を講じ、商工組合、中央金庫の機能を拡充強化をなし、政府資金を拡大し農林中金、農協金融体系と同じ中小企業体系を確立し、商工中金、信用組合に直結による系統一元化の表現を期す。

3 国民金融公庫の機能の充実に期し、更に政府出資の増強と代理所の拡大を期し、中小商工業者の設立した信用組合に集中活用を、期す。

4 中小企業信用保険法の都道府県信用保証制度の活用を円滑化

を期するため、保険料の大幅引下げの断行。

二、中小企業安定法の即時制定。

大資本、大企業の横暴を抑え、中小企業を育成するため本法案の今国会通過を期す。

三、銀行法改正の促進を期す。

政府はさきに銀行法を改正し、資金の公共性發揮と大口融資抑制を行い、小口金融の円滑を期す意図あることを公表したが、大資本の反対で遅延していると聞くが、此際政府の勇断を望む。

四、税の大幅引下断行。

1 所得税の免税点を物価指数に徴し、現行五万円を二十万円に引上げよ。

2 附加価値税の廃止。

3 地方税の免税点、並に、基礎控除の大幅引上の断行。

4 天下り更正決定、差押え、競売の即時撤回。

5 無理な徴税強行を止め、減免制度の強化をはかれ。

6 不合理な税制の改革断行。

五 中小企業庁の機能を拡大し、中小企業者を設置せよ。

六 生産を阻む電力料金値下げ即時断行。

七 自由貿易の拡大及び中国貿易の即時断行。

八 中小企業の福祉増進のため、保障制度を確立せよ。

九 中小企業者の祭日を制定せよ。

右決議する。

昭和二十七年六月十日
中小企業賑起全国大会
自由党は特定中小企業の安定に関する臨時措置法案を提出している

が、全国の中小企業者が集つてまゝ

めた前記の全国的な要求に対しては言葉の同情以外何の具体案を持つていないではないか。国民権圧のための軍事費には幾千億の金が即座に用意されても、中小企業者が要求する五百億の融資については何の用意もなく、又、何時用意出来るとも言明出来ないのであるならば、この大会に盛り込まれたことを先ずこれに懸命になつて努力しなくてはならないのに、この全国大会に満足な回答さえ出来ずに、中小企業の安定を云々するからこの法案が問題になつてくる。これは選挙が近いから今迄余りにも中小企業を圧迫し続け、その恨みを買つた自由党が、選挙時の一時選挙民を誤謬化す選挙対策のためのインチキ法案だ。政権の座にあることと三年有余、その間こそ中小企業の安定が問題であつたのに、選挙に対してこの法案を持ち込むとは倫理性の低い西欧民主主義観にたつてさえずり可笑い愚策だ。選挙は近いのだ。その勝者も国民の決定するところであつて、国民の支持を得た党こそが政権を握るのだから、選挙後に持ち込まれるこの様な施策は、選挙後にす可きが政治道徳であつて、これさえも守つておれないあせりにかり立てられてるのが自由党吉田政権の中小企業への今迄の罪悪だ。自由党は大資本のあくなき儲け(利潤追求)に奉仕する資本主義政体ではないか。戦後日本に於ける大資本とはアメリカ軍の原爆と銃剣と共に上陸して来たドル資本を先頭とする内外資弁資本の儲け、それを制度化するた

め、米国の政治経済に都合よきもの押しつけであり、日本の我々の側から見れば、日本の資源日本の富、日本の国土の植民化とその支配下に日本の総てを無力化し、占領の下に隷属化したその過程に於て益々太つた米英資本及びそれと結びついて日本を売つてまで只己自身のポロイ利得のみあせつた内外資弁資本のことである。資本主義制度の下に於ては大資本は中小企業をその支配下におくことによつて恐慌や不況による打撃を中小企業に転嫁し、資本主義社会制度下の階級対立とその激化をばやかし、資本主義社会制度自体の持つ矛盾とその必然的崩壊を一日延ばしに回避しているのである。従つて資本主義社会制度においては、中小企業は一切の資本主義的企業の破綻や危機の身替りであり、資金資材其の他の面々に圧迫を受けつつ危機其のものの中に経営の難を切り抜けるやうと必死のあがきを続け乍ら低賃銀と労働強化で大資本の要請する生産コストの切り下げに労働者の人権を無視した生活環境を強要させる可き役割を引き受けさせられているのである。この点は自由党政権の財布の紐を握る池田蔵相がはつきり言明し続けて来た事実ではないか。昭和二十五年三月、アメリカのトルーマン政府が命じたドッジ・ラインで日本の中小企業がばた／＼と倒れた時、自由党の池田蔵相は平気な顔で「中小企業の倒産は当り前だ」と暴言を吐いてはつきり正体を暴露したではないか。それを全国の中小企業者は忘れていない。その後ドッジ・ライン下の銀行は池田指令を受

けて、中小企業者に対しては「貸出しはお断りだ」と融資を断り続けた。この様にして池田暴言の実践をやつたのではないか。当時中小企業者が最も必要とした電力のからくりも酷いものであつた。米軍の特命で米人の利益になる企業には電力はふんだんにまわされたが、日本の中小企業には、「お前達の制限に反対する」と企業の背骨とする電力は、保証されなかつた。中小企業者は企業経営のための僅かの電力を得るにも料金は高く、中小企業者は公然と秘密として料金を外につけ付けの金を巻き上げられ、ほんの僅かの電力獲得のために四苦八苦しつたのだ。中小企業者の少い利潤をねらつた悪質な電力による中小企業利潤の体のいい強奪だ。例を挙げれば限りがない。このように中小企業を危機に押しやり、中小企業今日の窮状を招いたのはアメリカと合作した日米独占資本とその収奪ではないか。資本主義は中小企業の犠牲に於てのみ、大資本の下に於ける中小企業の安定なんかありやしないし、資本主義政体が一中小企業の安定を確保し、国民経済の健全なる発展に資することを目的とする」云々なんて言つて特定中小企業の安定に関する臨時措置法案なんか出したつて出来ぬことである。それが中小企業家全国大会宣言決議に対して行動的に必すやります、期待に沿いますと言えない点であり、この無方針無定見、中小企業の危機を今日より明日へと只一時延ばしに押しやるのが自由党の正体で

一

ある。只池田暴言が南君外幾名かの中小企業者へのおべつか法案になつた事実を見のがす可きでなからう。選挙に際して過去の罪障消滅のためにこの様なことをやつても、もう遅い、この時資本主義に対して闘わず改良、修正主義的立場にたつ諸党は、今の選挙前の自由党の弱味につけ込んで「けつを叩いて一寸でもいい條件を」云々と、助平振るが、今はもうそんな時ではない。アメリカドル資本の毒素のしみ込んだ占領を過し、安保権米軍武力駐屯下の武装警官が国民と毎日衝突している現下日本では、アメリカにつながる自由党吉田安保政権を打倒することが先決であり、この旗じるしを發揮させることを一寸でもごまかす政治行動は、害こそあるが一利もない。依つて日本共産党は、日本国民の力を統一し、アメリカの不当な日本の政治経済支配を覆し、日本国民の力による政府の樹立を第一にし、その下に於てのみ日本の産業の安全を保障し、中小企業問題を片付けることが出来ると確信し、その様にして日本産業の最も弱くて、しかも量的に圧倒的に多い中小企業を育成發展させようと思ふが故に、それに逆行する自由党の選挙時をねらつた火事泥的インチキ本法案には反対し、全国の中小企業者の要求を掲げて、益々果敢にこの実現のために闘うために、自由党政権にはつきり闘いを宣し、妥協的何ものも残さない様にするために反対します。